



分ス協第 49 号
令和4年4月28日

加盟競技団体会長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会
会 長 麻 生 益 直
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る競技団体の活動について (依頼)

標記のことについて、スポーツ大会でのクラスターの発生や学校の部活動での感染事案が複数確認されたことを受け、県教育委員会から部活動に係る通知が別添1 (写) のとおり発出されました。

つきましては、大型連休を迎えるにあたり、各競技団体並びに各団体加盟 (登録) チームにおいても、特に、下記の事項について徹底するよう指導願います。

記

- 1 練習試合等は、感染による公式大会の出場辞退とならないよう、安全性や必要性を慎重に判断した上で実施すること。
- 2 移動手段としてマイクロバス等を利用する際は、マスク着用の上、常時換気すること。
また、保護者等が自家用車により複数の選手を送迎する場合においても、車内でのマスクなしでの会話や、飲食は控えること。
- 3 午前中で活動を終了するなど、出来るだけ食事を伴わない工夫をすること。但し、やむを得ず終日の活動により食事を伴う場合は、対面を避け、黙食を徹底すること。また、その状況を競技団体 (チーム) 責任者が必ず確認すること。
- 4 更衣室等を利用する場合は、マスクを着用し、少人数による交替利用など、一度に多数の選手が利用することのないよう人数を制限するなど工夫するとともに、短時間の利用とすること。
- 5 活動後は、複数名での飲食は行わず、速やかに帰宅すること。

公益財団法人大分県スポーツ協会
担当 渡 邊
TEL 097-504-0888

別添 1

教委体第 444 号
教委文第 443 号
令和4年4月27日

写

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について (第18報)

標記のことについては、令和4年4月13日付け、教委体第255号及び教委文第198号により通知しているところですが、スポーツ大会でのクラスターの発生や日常の部活動での感染事案が複数確認されたことから、大型連休を迎えるにあたり、特に、下記の事項について徹底するよう指導願います。

記

- 1 練習試合等は、感染による高校総体等、公式大会の出場辞退とならないよう、安全性や必要性を慎重に判断した上で実施すること。
- 2 移動手段としてマイクロバス等を利用する際は、マスク着用の上、常時換気すること。
また、保護者等が自家用車により複数の生徒を送迎する場合においても、車内でのマスクなしでの会話や、飲食は控えること。
- 3 自校の練習に限らず練習試合等においても、午前中で活動を終了するなど、出来るだけ食事を伴わない工夫をすること。但し、やむを得ず終日の活動により食事を伴う場合は、対面を避け、黙食を徹底すること。また、その状況を顧問が必ず確認すること。
- 4 更衣室等を利用する場合は、マスクを着用し、少人数による交替利用など、一度に多数の生徒が利用することのないよう人数を制限するなど工夫するとともに、短時間の利用とすること。
- 5 活動後は、複数名での飲食は行わず、速やかに帰宅すること。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

○文化部活動について

体育保健課 担当：吉野

文化課 担当：山田

TEL097-506-5639

TEL097-506-5493